平成２１年（フ）第８５９号
神戸市垂水区小束山３丁目２番地の３　山田方、従前の住所大阪府守口市藤田町５丁目22番10―316号
債務者　松本さつき（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７２号
神戸市垂水区塩屋町９丁目７番６号
債務者　北村　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８６号
神戸市東灘区御影本町５丁目８番17号
債務者　大谷富士雄
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２号
長崎県島原市六ツ木町甲1310番地41
債務者　寺中　康博
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
熊本県荒尾市万田1024番地15　サンエクリュＥ棟
債務者　三嶋沙耶香
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市久里浜５丁目12番２号　カーサ・モンテスＡ101
債務者　戸田由美子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３４６号
青森市大字三内字沢部238番地11
債務者　工藤　絵美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目33番３―308号
債務者　今西　伸利
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１７１０号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地４棟822号
債務者　マエダ工業こと　前田　和美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４号
福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡96番地の２
債務者　猪狩　正直
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第１９９号
岐阜県大垣市赤坂町3905番地３
債務者　浅野志保子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1444番地４
債務者　谷口　義見
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０１号
和歌山市弘西810番地
債務者　小薮純一郎
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３２３号
和歌山市園部1124番地の１　パルシャス園部Ⅱ203
債務者　山内　貴子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３４０号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字三谷1620番地の４
債務者　福山　美和
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３４９号
和歌山県紀の川市花野92番地26
債務者　野口　政次（旧姓西林）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３５０号
和歌山市西庄206番地の１
債務者　松井　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係